

7 大都市の実態を反映させた地方交付税の見直し及び国から地方への 税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革の更なる推進について (総務省・財務省)

地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要な不可欠な一定水準のサービスを提供できるようにするための地方固有の財源であります。

したがって、国の関与や義務付けを見直すことなく、国の歳出削減のみを目的として「地方交付税削減ありき」の議論を進めることは、到底認められるものではありません。

平成 19 年度の地方財政計画においては、交付税法定率分の「特例減額」は見送られたものの、地方交付税等は約 1 兆円の大幅な減となっており、指定都市の中でも交付税への依存度が高い京都市にとっては、大変厳しい内容となっております。また、人口と面積を基本に配分する新型交付税が導入されますが、京都市のような大都市においては、事務配分の特例や、人口及び産業経済の集中による、大都市特有の財政需要があり、それらは単に人口・面積で機械的に捕捉できるものではありません。

地方財政を安定的に運営するためには、通常収支の不足分に対して法定率の引上げで対応することも含め、地方交付税総額の確保が不可欠です。同時に、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させることが必要です。

また、平成 18 年度までの三位一体改革においては、国から地方への 3 兆円規模の税源移譲が実現したものの、真の地方分権を実現するには不十分な内容であったといわざるを得ません。

真の地方分権改革の実現には、単なる補助負担率の引下げではない、地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲が是非とも必要であります。

平成 19 年 4 月には「地方分権改革推進法」が施行され、「地方分権改革推進委員会」が発足しており、新たな地方分権改革へ向けて大きな一歩が踏み出されたところであります。国におかれましては、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築するという地方分権の理念に立ち戻り、地方と協議する場を設けたうえで地方の意見を十分踏まえ、地方交付税制度の見直しに当たっては大都市の実態を的確に反映させたものとするとともに、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革を一層強力に推進されるよう強く要望します。

要望事項

- 1 大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直し
 - (1) 標準的な行政サービスの安定的提供のための地方交付税総額の確保
 - (2) 通常収支の不足を解消するための法定率の引上げ
 - (3) 大都市特有の財政需要を的確に反映できるような算定方法の見直し
 - (4) 地方交付税制度見直しに当たって、地方の意見を十分反映するための協議の場の設定
- 2 国庫補助負担金改革と税源移譲
単なる補助負担率の引下げではない，地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲

主要要望先：総務省（自治財政局財政課，調整課，交付税課） 財務省（主計局主計官）
京都市の担当課：理財局 財務部 主計課 資金調達・財源調整担当課長 大石明男 TEL 075-222-3290

<参考>

○指定都市共同による国等への主な提言

- ・「国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言」（平成 15 年 10 月）
- ・「『骨太方針 2004』を踏まえた三位一体改革の推進に関する指定都市の基本的な考え方について（提言）」（平成 16 年 7 月）
- ・「『三位一体の改革』に関する指定都市の提言」（平成 17 年 7 月）
- ・「『歳出・歳入一体改革』に向けた緊急意見」（平成 18 年 5 月 18 日）
- ・「指定都市市長会 緊急アピール」（平成 18 年 5 月 29 日）
- ・「真の地方分権改革の実現に向けた指定都市のアピール」（平成 18 年 7 月 26 日）
- ・「第二期地方分権改革の推進に関する指定都市のアピール」（平成 18 年 12 月 22 日）
- ・「第二期地方分権改革の推進に向けた指定都市のアピール」（平成 19 年 5 月 29 日）